

監査委員公表第5号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行了したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年6月2日

寒川町監査委員 竹 井 龍一郎
同 佐 藤 一 夫

1 監査の期間

平成28年5月11日から5月27日まで

2 監査箇所

教育委員会 寒川町民センター 寒川町北部公民館 寒川町南部公民館
議会事務局
環境経済部環境課

3 監査の対象

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年4月11日まで）における予算の執行、財産管理等財務に関する事務の執行

4 監査の方法

対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○指摘事項

消防設備保守点検結果において、改善が必要な箇所が見受けられたが、対応が遅れている。（寒川町民センター・寒川町北部公民館・寒川町南部公民館）

○軽微な留意事項

口頭により指摘又は指導した。